

## 各種スポーツ大会遠征費補助金交付要綱

### (補助金について)

第1条 全道・全国規模のスポーツ大会出場の際に、スポーツ大会遠征費補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、選手若しくは引率者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し学校（小学校、中学校、高等学校、大学）に通学する児童、生徒又は学生
- (2) 市内に拠点をおくチームの指導者等かつ(1)の引率であり別表1の規定に当てはまる者

### (対象となる大会)

第3条 次の各号の全てに該当する大会で、本市以外で開催されるものを対象とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 次のいずれかの団体が主催又は共催、後援する大会
  - ア 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体
  - イ 公益財団法人北海道スポーツ協会加盟の競技団体
  - ウ 全国中学校体育連盟
  - エ 北海道中学校体育連盟
  - オ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
  - カ 全国高等学校野球連盟
  - キ 日本スポーツ少年団
  - ク 北海道スポーツ少年団
- (2) 全道大会又は全国大会  
ただし、地区予選を経て出場することができる大会又は明確かつ厳正な基準のもとに競技団体等から推薦され出場することができる大会であり、交流大会、研修大会、地域振興を主な目的とした大会、応募者全員が出場できる大会等は対象外とする。

### (申請者)

第4条 補助の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 苫小牧市スポーツ協会加盟の各競技団体会長
- (2) 苫小牧市スポーツ少年団本部長
- (3) 出場団体の代表者
- (4) 出場学校の代表者

### (補助対象経費と補助金の額等)

第5条 補助金の交付対象として認められる経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交通費及び宿泊費
  - (2) 第3条に該当する事業に関わる経費で、別に定める基準によるもの
- 2 補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、前項第2号に規定する経費は別に定める。

(交付申請)

第6条 交付申請の提出期限は、遠征出発日の2週間前とする。期限を過ぎてからの申請は認めない。

2 提出書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 参加者名簿（様式第2号）
- (3) 積算内訳表（様式第3号）
- (4) 大会要綱（申請大会の要綱及び予選の要綱）
- (5) 参加登録状況がわかるもの（エントリーシート等）
- (6) 宿泊施設の予約証明又は領収書等
- (7) その他会長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 実績報告の提出期限は、遠征終了後の1か月以内又は3月31日のいずれか早い日とする。期限を過ぎてからの報告は認めない。

2 提出書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 大会成績報告書（様式第6号）
- (3) 精算内訳表（様式第7号）
- (4) 大会結果がわかるもの
- (5) その他会長が認める書類

(委任)

第8条 補助金を請求するにあたり、申請者と受領者が異なる場合は、委任状（様式9号）を提出すること。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

	全道大会（1名につき）	全国大会（1名につき）	備 考
小学生	<p>【交通費（鉄道・バス賃）】 道内交通費補助金表のとおり</p> <p>【宿泊費】 ○4, 000円／日</p>	<p>【交通費（鉄道・バス賃）】 ○20, 000円 <u>※道内で開催される場合は、左記「全道大会」の基準に準ずる</u></p> <p>【宿泊費】 ○8, 000円／日</p>	<p><b>【補助回数】</b> ・選手は、全道・全国大会各1回までとする。 ・引率者は、無制限とする。</p> <p><b>【引率者について】</b> ・大会要項で規定がある場合は、記載されている人数、大会要項に規定がない場合は、1団体あたり2名を上限とする。（男女別の競技の場合は、2団体として扱う。）ただし、いずれの場合も選手数を上限人数とし、参加申込書等で確認できる者のみ対象とする。 ・市外に拠点を置くチーム等の指導者は対象外とする。（市内在住でも対象外とする。）</p> <p><b>【その他】</b> ・他団体等から補助金を受けるものについては補助対象外とする。 ・応援等のために帯同する保護者等は対象外とする。</p>
中学生	<p>※大会要項に記載されている開会式、公式練習、受付、競技の参加にかかるいざれか早い日を補助対象1日目とする。</p> <p>※競技参加最終日を補助対象最終日とし、閉会式の参加にかかる行程は補助対象外とする。</p> <p>※苫小牧駅を概ね午前7時に出発しても開始時間に間に合わない場合は前泊を、概ね午後9時に苫小牧駅に到着できない場合は、後泊を認めることとしますが、競技開始・終了時間、種目や会場アクセス等を考慮し、必要と思われる分を補助対象とする。</p> <p>※いざれの場合も、領収書等で宿泊が確認できる日を補助対象とする。</p>		
高校生以上		<p>○10, 000円 ※道内で開催される場合は5, 000円</p> <p>選抜高等学校野球大会及び全国高等学校野球選手権大会出場の場合 【1団体につき】 ○1, 500, 000円 (準々決勝進出の場合は2, 000, 000円)</p>	<p><b>【補助回数】</b> ・選手、引率者ともに無制限とする。</p> <p><b>【引率者について】</b> ・大会要項で規定がある場合は、記載されている人数、大会要項に規定がない場合は、1団体あたり2名を上限とする。（男女別の競技の場合は、2団体として扱う。）ただし、いずれの場合も選手数を上限人数とし、参加申込書等で確認できる者のみ対象とする。 ・市外に拠点を置くチーム等の指導者は対象外とする。（市内在住の場合も対象外とする。）</p> <p><b>【その他】</b> ・他団体等から補助金を受けるものについては補助対象外とする。 ・応援等のために帯同する保護者等は対象外とする。</p>

## 片道金額

## 道内交通費補助金表

単位:(円)

補助金額 中学生以上 (小学生)	総合 振興局	自治体名
1,100 (550)	胆振	登別市・白老町・安平町・厚真町・むかわ町
	石狩	千歳市・恵庭市
	後志	京極町
	胆振	室蘭市・伊達市・壮瞥町・洞爺湖町・豊浦町
	日高	平取町・日高町・新冠町・新ひだか町
	石狩	札幌市・北広島市・江別市・石狩市・当別町・新篠津村
	空知	夕張市・由仁町・長沼町・栗山町・南幌町
2,400 (1,200)	後志	小樽市・余市町・喜茂別町・留寿都村・真狩村・ニセコ町・俱知安町・寿都町・黒松内村・蘭越町・岩内町・共和町・仁木町・赤井川村
	日高	浦河町・様似町
	空知	岩見沢市・三笠市・美唄市・砂川市・月形町・浦臼町・奈井江町・新十津川町・上砂川町
	渡島	長万部町・八雲町
	檜山	今金町・せたな町
	後志	泊村・古平町・積丹町・神恵内村・島牧村
	日高	えりも町
	空知	深川市・滝川市・芦別市・赤平市・歌志内市・雨竜町・妹背牛町・北竜町・秩父別町
	留萌	増毛町
	上川	富良野市・南富良野町・中富良野町・上富良野町・占冠村
3,900 (1,950)	渡島	函館市・北斗市・森町・七飯町・鹿部町
	檜山	乙部町・厚沢部町
	空知	沼田町
	留萌	留萌市・小平町
	上川	旭川市・鷹栖町・美瑛町・当麻町・比布町・東神楽町・東川町・幌加内町・愛別町・和寒町
	十勝	帶広市・清水町・新得町・鹿追町・芽室町・音更町・幕別町・中札内村・更別村・大樹町・広尾町
	渡島	木古内町・知内町・松前町・福島町
	檜山	江差町・上ノ国町
	留萌	苦前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町
	上川	士別市・名寄市・剣淵町・上川町・下川町・美深町・音威子府村
	十勝	士幌町・池田町・上士幌町・豊頃町・本別町・浦幌町・足寄町・陸別町
	網走	滝上町・遠軽町・西興部村・置戸町
	釧路	白糠町
6,200 (3,100)	上川	中川町
	宗谷	幌延町・豊富町・中頓別町・枝幸町・浜頓別町
	網走	北見市・紋別市・佐呂間町・訓子府町・湧別町・津別町・興部町・雄武町・美幌町・大空町
	釧路	釧路市・弟子屈町・鶴居村
	檜山	奥尻町
	宗谷	稚内市・猿払村・利尻町・利尻富士町・礼文町
	網走	網走市・小清水町・清里町・斜里町
	釧路	厚岸町・標茶町・浜中町
	根室	根室市・中標津町・別海町・標津町・羅臼町

○宿泊対象外自治体

総合 振興局	自治体名
胆振	登別市・室蘭市・伊達市・白老町・安平町・厚真町・むかわ町・洞爺湖町
日高	平取町・日高町・新冠町・新ひだか町
石狩	千歳市・恵庭市・札幌市・北広島市・江別市・石狩市・当別町・新篠津村
空知	岩見沢市・三笠市・美唄市・夕張市・由仁町・長沼町・栗山町・南幌町